（留学生、事業修習者の届出）

租税条約の規定に基づく令和　　年度個人住民税の免除に関する届出書

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　宛

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第１１条に基づき次のとおり届け出ます。

所得税については、日本国と＿＿＿＿＿との間の租税条約第＿＿条第＿＿項により、租税条約に関する届出書を＿＿＿＿年＿＿月＿＿日に税務署に提出して免除を受けています。

個人住民税の免除を受けようとする者	氏　　名			
	生年月日		年　　齢	
	国　　籍		個人番号	
	住所又は居所			
	入国年月日		在留資格	
	在留期間			
	入国前の住所			
在学する学校、訓練を受ける事業所等	名　　称			
	所在地			
免税となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	契約期間			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
相手国における納税地及び納税者番号	納税地			
	納税者番号			
納税管理人 ※届出している場合	氏　　名			
	住所又は居所			
その他の事項				

※添付書類

・税務署へ提出した租税条約に関する届出書（税務署の受付印があるもの）の写し

・本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し

・留学生の場合　　在学証明書

・事業等の修習者である場合　　事業等の修習者であることを証する書類

・交付金等の受領者である場合　　交付金等の受領者であることを証する書類

・雇用契約等を締結している場合　　雇用契約等の契約書

※注意事項

・この届出書は、個人住民税の免除を受けようとする年度の初日の属する年の３月１５日までに提出してください。

・この届出書は、租税条約の対象となる期間は毎年提出していただく必要があります。